

令和 9 年度予算概算要求概要 (参考資料)

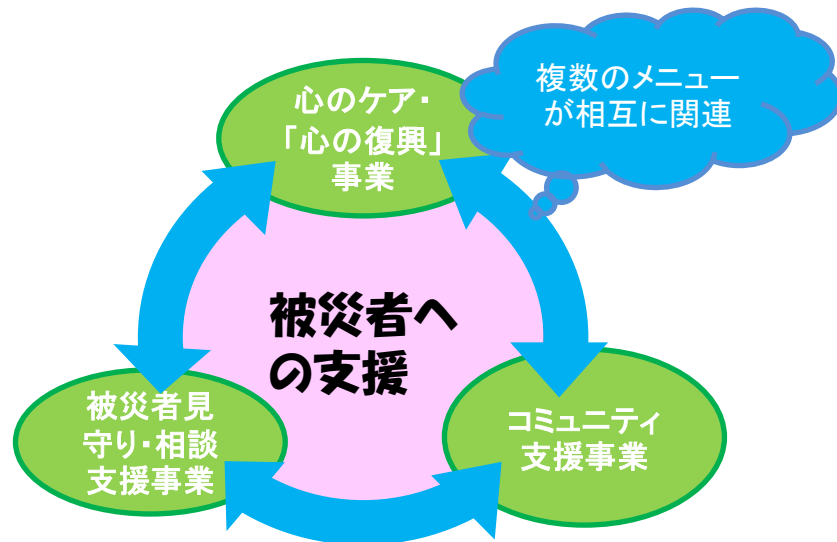
- P 1 : 被災者支援総合交付金
- P 2 : 地域医療再生基金
- P 3 : 被災地における高齢者等の生活支援総合確保事業
- P 4 : 家賃低廉化・特別家賃低減事業
- P 5 : 福島県農業復興創生総合交付金
- P 6 : 福島県森林・林業復興創生総合交付金
- P 7 : 福島県における観光関連復興支援事業
- P 8 : 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- P 9 : 常磐線アクセス改善調査事業
- P 10 : 特定復興再生拠点整備事業
- P 11 : 特定帰還居住区域整備事業
- P 12 : 中間貯蔵関連事業
- P 13 : 復興情報提供・地域情報発信（風評払拭・リスクコミュニケーション強化）
- P 14 : 福島再生加速化交付金
- P 15 : 福島生活環境整備・帰還再生加速事業
- P 16 : 福島国際研究教育機構関連事業

被災者支援総合交付金（復興庁）

令和9年度概算要求額 **39億円**
（令和8年度当初予算額 55億円）

事業概要

- 復興の進展に伴い、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。



事業メニュー

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

復興庁	1. 被災者支援総合事業	②コミュニティ形成支援
	①住宅・生活再建支援	④被災者生活支援
	③「心の復興」	⑥県外避難者支援
	⑤被災者支援コーディネート	

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

厚労省	2. 被災者見守り・相談支援事業
-----	------------------

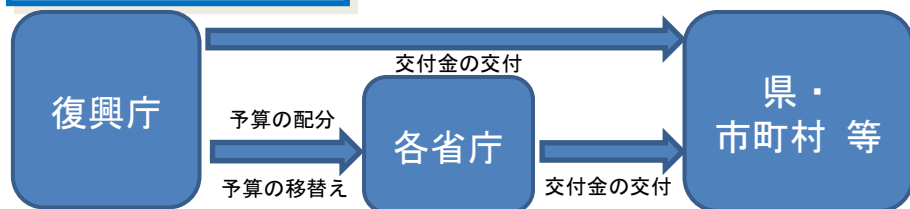
III. 被災者の心のケア支援

厚労省	3. 被災者の心のケア支援事業
-----	-----------------

IV. 子どもに対する支援

こども庁	4. 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
文科省	5. 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	6. 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

○ 交付金により自治体等の取組を支援することにより、各地域の実情に応じた、効果的・効率的な、被災者支援の展開が期待される。

被災地域における地域医療の再生支援（地域医療再生基金）

令和9年度概算要求額 525億円（令和8年度当初予算額 61億円）

1 事業目的・課題

- 東日本大震災に伴う原子力災害の影響により、医療従事者を含む地域住民が福島県外に流出する中、福島県の避難指示解除準備区域等の避難指示解除後の住民の帰還を促進するためには、医療施設の再開支援や人材確保支援等を通じた医療のインフラ整備は重要な課題である。
- 住民が安心して医療を受けることができる環境を整備するため、双葉郡等地域において周辺地域の医療機関等と連携した救急医療体制等の確保も重要な課題である。
- 医療人材が著しく不足している状況にある中、継続的に医療従事者を確保していくためには、浜通り地方を中心とした原子力災害被災地域の医療従事者の養成・確保等を図る必要がある。

2 事業の概要

○ 医療機関の再生等支援

- ・ 避難指示が解除された区域等において再開・新設する医療機関に対する施設・設備整備、運営の支援
- ・ 双葉地域における中核的病院の整備、二次救急医療機関として「福島県ふたば医療センター附属病院」の運営 等

○ 避難先地域等の医療提供体制の支援

- ・ 避難指示区域で勤務していた医療従事者等を受け入れている浜通り地方の避難先地域の医療機関に対する運営の支援
- ・ 避難先地域の復興公営住宅敷地内に整備する診療所の運営の支援 等

○ 医師の育成・資質向上・確保定着支援及び県内外からの医療従事者の確保支援

- ・ 双葉郡等地域の医療機関が医療従事者確保のために取り組む事業の支援
- ・ 双葉郡等地域で勤務を希望する県外医師を招へいするための活動の支援
- ・ 双葉郡等地域の医療従事者の離職防止対策に対する支援 等

被災地における高齢者等の生活支援総合確保事業

(被災地における高齢者等生活支援総合基金)

令和9年度概算要求額 69億円 (令和8年度当初予算額 一億円)

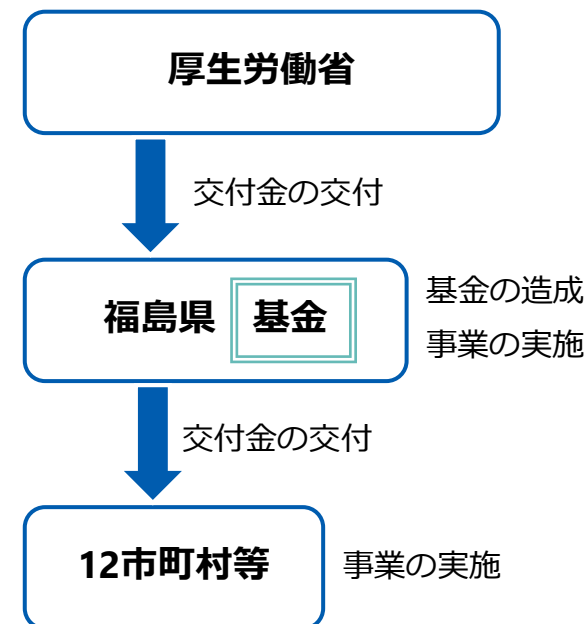
1 事業目的・課題

- 福島県の実発周辺市町村においては、避難指示を経た後の居住者数の減少、高い高齢化率により高齢者等の生活サポートの困難度が増しており、高齢者等の生活サポートにかかる自治体・地域の負担が増大するとともに、福祉・介護等のサービスを担う人材不足が課題となっている。
- こうした状況の下、被災地における高齢者等が安心して生活を送れるようにするため、高齢者等の生活サポートを総合的に提供する必要がある。

2 事業の概要

- **緊急通報装置事業**
 - ・ 高齢者等への緊急通報装置の貸与等による見守り事業
- **高齢者等の移動支援事業**
 - ・ デマンドタクシーなどによる高齢者等の移動支援事業
- **見守り相談事業**
 - ・ 相談員の戸別訪問等による被災者の見守り事業
- **高齢者等に対する心のケア事業**
 - ・ 心のケアセンターの設置・運営等による被災者の心のケア事業
- **サポート拠点事業**
 - ・ 高齢者等の生活サポート拠点の運営事業
- **介護関連施設整備事業**
 - ・ 介護関連施設の整備事業、施設の開設準備の補助事業
- **介護施設等に従事する人材の確保事業**
 - ・ 実発周辺市町村の介護施設への就労希望者の研修費用等の補助事業

3 資金の流れ



令和9年度概算要求額 198億円
(令和8年度当初予算額 211億円)

東日本大震災の被災者向けの災害公営住宅に対する特別家賃低減事業、家賃低廉化事業について、引き続き実施する(復興交付金を廃止し、令和3年度から新たな補助制度で支援)。

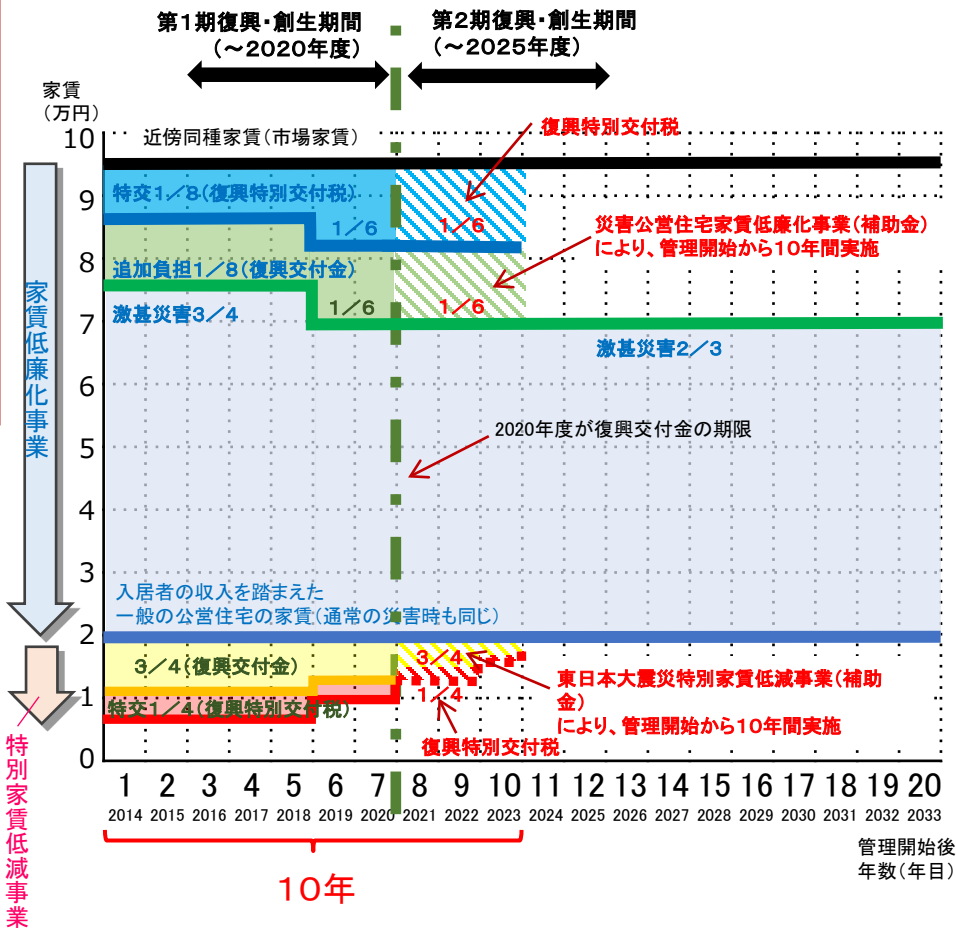
災害公営住宅家賃低廉化事業

- 内 容: 東日本大震災による被災者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るため、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援する。
- 補助率: 7/8(管理開始から1～5年目)
5/6(" 6～10年目)
2/3(" 11～20年目)※
※新たに用地取得した場合
- 期 間: 管理開始から最長20年間

東日本大震災特別家賃低減事業

- 内 容: 低所得の被災者が円滑に恒久住宅に移行できるよう、災害公営住宅等の家賃を、一定期間、低廉化するため、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援する。
- 補助額: 特段の減額措置 (当初5年間)
段階的に通常家賃へ引き上げ(以降5年間)
- 補助率: 3/4
- 期 間: 管理開始から10年間

<(例)2014年度管理開始の公営住宅の家賃補助イメージ>



＜対策のポイント＞

被災12市町村の営農再開の加速化、広域的な産地形成及び福島県産農林水産物のブランド化など復興に関わる様々なハード・ソフト事業を統合し、福島県が一体的・機動的に幅広く実施・支援するために、福島県が設置した基金に対して一括交付する。

＜政策目標＞

被災12市町村において、令和12年度末までに営農可能な農地の75%を再開、農業生産額を事故前の75%に回復。

＜事業の全体像＞

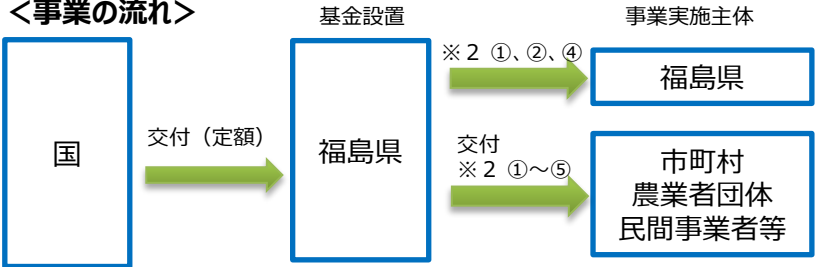
被災12市町村では、避難指示解除の遅かった地域での営農再開の加速化に加え、担い手の確保や生産性の高い経営の確立、持続的な収益力の高い広域的な産地の形成等の取組をこれまで以上に推進し、福島全体の確かな復興につなげていくことが必要である。

このため、農地の大区画化や施設整備、営農再開から農地の集積・集約化、産地競争力の強化、福島県産農林水産物のブランド化などの復興に関わる様々なハード・ソフト事業を、福島県が自主的・主体的に地域の実情に応じて幅広く一体的・機動的に実施できるよう、福島県が設置した基金に対して一括交付する。

- ① 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業
- ② 農山漁村地域復興基盤総合整備事業※ 1
- ③ 被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）※ 1
- ④ 福島県農林水産業復興創生事業
- ⑤ 原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業

※ 1 福島再生加速化交付金より移管

＜事業の流れ＞



- ※ 2 ① 定額、3/4（県、市町村、農業者団体、民間事業者）
- ② 定額、3/4（県、市町村）
- ③ 3/4（市町村）、27/40（市町村以外）
- ④ 定額等（県、市町村、農業者団体等）
- ⑤ 定額（農地中間管理機構、市町村）

被災12市町村の復興に係るハード・ソフト事業

① 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業
営農再開に向けた条件整備、営農再開に必要な農業用機械の導入、高付加価値産地の形成に必要な拠点施設等の整備、農業用機械の導入等を支援

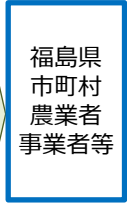
② 農山漁村地域復興基盤総合整備事業
営農再開に必要な農地・農業用施設等の農業生産基盤の整備、農林水産業の再開に資する生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備を総合的に支援

③ 被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保、早期の営農再開及び広域的な産地の形成に向けた農業用施設等の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援

④ 福島県農林水産業復興創生事業
生産・流通段階での産地競争力の強化、放射性物質の検査、国内外の販売促進、第三者認証GAPの取得等、生産から流通に至るまで総合的に支援

⑤ 原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業
地域計画に基づき、農地の貸借を円滑に進めるための体制を構築するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組等に対して協力金を交付

福島県が基金を通じて一体的・機動的に幅広く実施



営農再開の加速化、広域的な産地形成推進強化による
福島全体の確かな復興

福島県森林・林業復興創生総合交付金

【令和9年度概算要求額 130億円（令和8年度当初予算額 -億円）】

<対策のポイント>

帰還困難区域をはじめ福島第一原子力発電所事故により放射性物質の影響を受けた地域における森林・林業・木材産業の再生や住民の帰還に向けて、森林整備の加速化や、木材の供給・利用に係る体制の構築、ほだ木等原木や特用林産物の産地再生など川上から川下までの対策を推進するため、関係する事業を大括り化し、効率的、弾力的かつ安定的に実施できるよう支援します。

<事業目標>

森林・林業の再生を通じた被災地の復興

<事業の内容>

1. 森林整備の加速化

帰還困難区域を始め被災地域において森林整備を加速するため、森林内の放射性物質の実態把握、森林所有者等への説明・同意取付を支援するとともに、路網整備、放射性物質対策としての間伐と筋工の設置等の一体的な実施、住民の安全・安心確保に向けた多様な森林整備、機能が低下した保安林の改良整備を支援します。

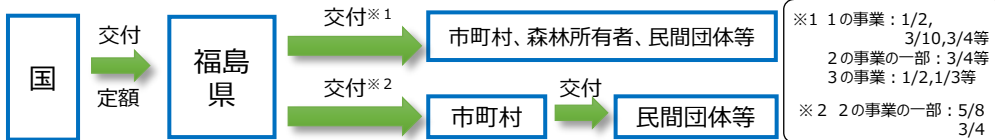
2. 森林資源の活用

帰還困難区域を始め被災地域の森林整備や木材搬出を効率的に進めるための先進的な林業機械の導入等を支援するとともに、被災地域の森林からの木材の活用を推進するための木材加工流通施設の整備、公共建築物の木造化・内装木質化、燃料製造施設や熱電供給施設の整備、樹皮（バーク）等の放射性物質被害林産物の処理対策として焼却、運搬等の賠償金の立替を支援します。

3. 産地の再生

帰還困難区域を始め被災地域において特用林産物の産地再生を図るため、ほだ木等原木林の計画的な再生に向けた実証的な取組や、産地再生に向けた地域課題に対処するための実証的な取組を支援するとともに、次期生産に必要な生産資材の導入費、放射性物質の測定機器の導入及び出荷管理・検査の体制整備等を支援します。

<事業の流れ>



※ 一部の事業は福島県が事業主体。

<事業イメージ>

森林整備の加速化

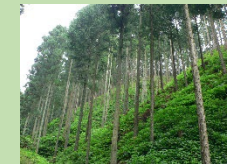
- 森林内における放射性物質の実態把握
- 森林整備事業
- 保安林整備事業



放射性物質の実態把握



路網の整備



間伐等の実施と筋工の設置



森林資源の活用

- 林業機械等整備
- 木材加工流通施設等整備
- 木造公共建築物整備
- 木質バイオマス関連施設整備
- 放射性物質被害林産物処理支援



先進的な林業機械の導入



木材加工流通施設の整備



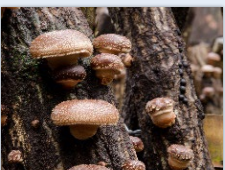
木質バイオマス関連施設整備



公共施設の木造化

産地の再生

- ほだ木等原木林再生のための実証
- 帰還困難区域等における特用林産物に関する実証
- 特用林産物の生産・出荷体制整備



栽培方法等の実証

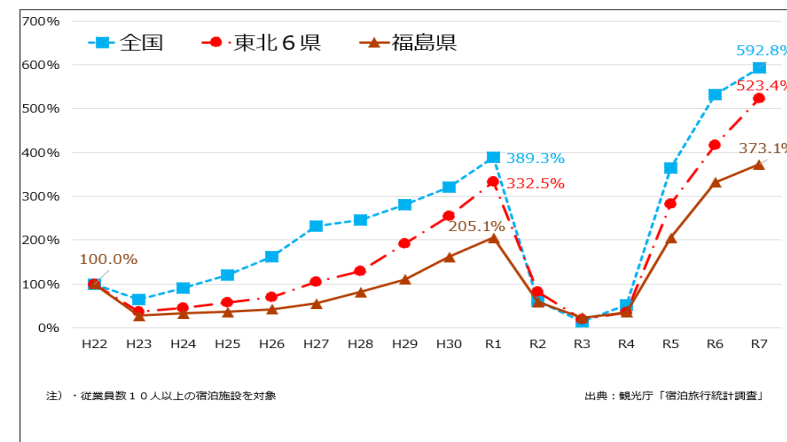


安全な生産資材の確保

事業目的・背景・課題

- 福島県が策定した福島県観光関連復興事業実施計画に基づく風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に要する経費の一部を国が補助することにより、**早期の観光復興を促進**する。
- 東日本大震災前の平成22年と令和7年との比較において、福島県では、外国人延べ宿泊者数の伸び率について、全国等と比較し低いといった現状がある。このため、**インバウンド向けの取組に対する支援を特に重視**していく。

外国人延べ宿泊者数の伸び率の推移(平成22年比)



事業内容及び事業イメージ



- (1) 滞在コンテンツの充実・強化
ホープツーリズム(※)のプログラムの磨き上げのためモニターツアーを実施
(写真:浪江町 請戸小学校)



- (2) 受入環境の整備
ホープツーリズム及びサイクリングの知識を兼ね備えたガイドの養成講座を実施
(写真:新地町 県道271号)



- (3) プロモーションの強化
海外で現地のイベントに出展し、福島の魅力をPR
(写真:台湾 日本東北遊楽日出展)



- (4) 観光復興促進のための調査
風評の実態把握や課題抽出のための調査を実施

※震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。

事業スキーム

- ・事業形態: 直接補助事業
- ・補助対象: 福島県
- ・事業期間: 平成25年度～
- ・補助率: 浜通りの区域のみを対象とする取組は8/10、浜通り+その他県内の区域を対象とする取組は7/10

お問い合わせ先: 観光庁 観光地域振興課 電話: 03-5253-8328

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

令和9年度概算要求額 **219億円**（令和8年度当初予算額 **275億円**）

事業目的・概要

事業目的

東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた福島県浜通り地域等において、産業復興を加速し自立・帰還を促すため、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者等の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図るとともに、住民生活を支える商業機能の回復を進めることを目的とする。また、復興に資するよう事業者により地域貢献を促す。

事業概要

被災者等の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、以下の取組を行う。

I 製造・サービス業等立地支援事業

対象業種：製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等

対象施設：工場、物流施設、機械設備、店舗、植物工場・陸上養殖場施設、社宅、その他施設 等

補助率：中小企業 3/4 以内、大企業 2/3 以内

II イノベ構想推進立地支援事業

対象業種：福島イノベーション・コースト構想の重点分野※

※ ①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル

④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙

対象施設：工場、物流施設、機械設備、店舗、社宅、その他施設 等

補助率：中小企業 4/5 以内、大企業 3/4 以内

III 商業施設等立地支援事業

対象施設：商業施設（①公設型、②民設共同型）

補助率：自治体、民間事業者等 3/4 以内

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

I 製造・サービス業等立地支援事業

II イノベ構想推進立地支援事業

III 商業施設等立地支援事業



対象経費	用地の取得、建設から設備までの初期の立地経費 等
要件等 (選択可)	・一定の雇用の創出 ・一定以上の地元（県内）取引 等 併せて、地域貢献活動に取り組むこと
実施期限	申請期限：R9年度末まで／運用期限：R12年度末まで

成果目標・事業期間

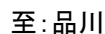
平成28年度から令和12年度までの15年間の事業であり、

I、IIについては、

長期的には「働く場」の確保（雇用創出）を目指す。

IIIについては、

長期的には商業回復を目指す。



※福島国際研究教育機構(F-REI)は、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものとして令和5年4月に創設。令和12年度(2030年度)までの施設全体の順次供用を目指す。

上記の第15次提言を踏まえて、協議体において常磐線いわき以北の現状及び課題の共有を図るとともに、検討すべきテーマを抽出し、優先順位等を踏まえて必要な検討を行う。

○ 仙 台 ～ 品川間 3往復/日
○ いわき ～ 品川間 15往復/日

○仙 台 ～ 原ノ町間 23往復/日
○原ノ町 ～ いわき間 11往復/日
○いわき ～ 水戸間 24往復/日

特定復興再生拠点の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

1. 事業目的

福島復興再生特別措置法に基づき、特定復興再生拠点区域（避難指示の解除により住民の帰還及び移住等を目指す区域）の復興及び再生を推進する。同法に基づき各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域内における除染・家屋解体等を行う。

2. 事業内容

特定復興再生拠点区域【6,044百万円（7,242百万円）】

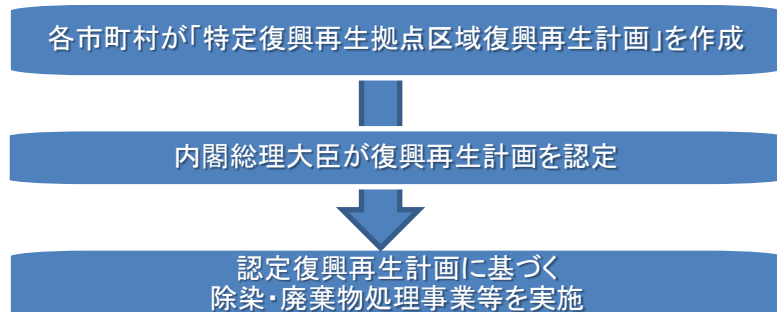
※端数処理の関係で下記内訳の合計とは符号しない

- (1) 除染事業 192百万円（720百万円）
仮置場維持管理、搬出完了後の原状回復等
- (2) 廃棄物処理事業 5,763百万円（6,436百万円）
仮置場維持管理等、減容化处理、拠点廃棄物詰替・セメント固型化、不燃物処理等
- (3) その他調査業務、旅費等 88百万円（85百万円）

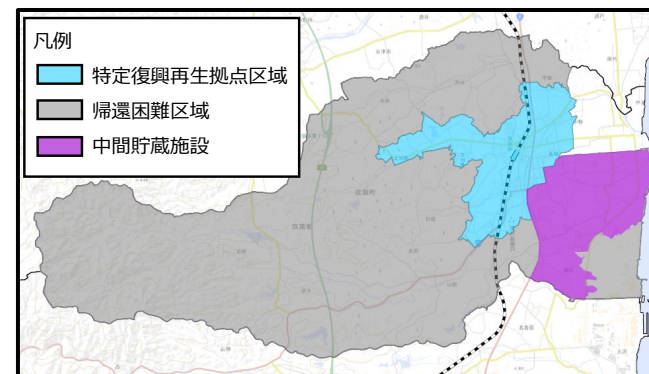
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

4. 事業イメージ



【特定復興再生拠点区域の例（双葉町：避難指示解除済み）】



特定帰還居住区域の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

1. 事業目的

2023年6月に改正した福島復興再生特別措置法に基づき、特定帰還居住区域（避難指示の解除により住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す区域）の復興及び再生を推進する。同法に基づき各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて、帰還困難区域の特定帰還居住区域内における除染・家屋解体等を行う。

2. 事業内容

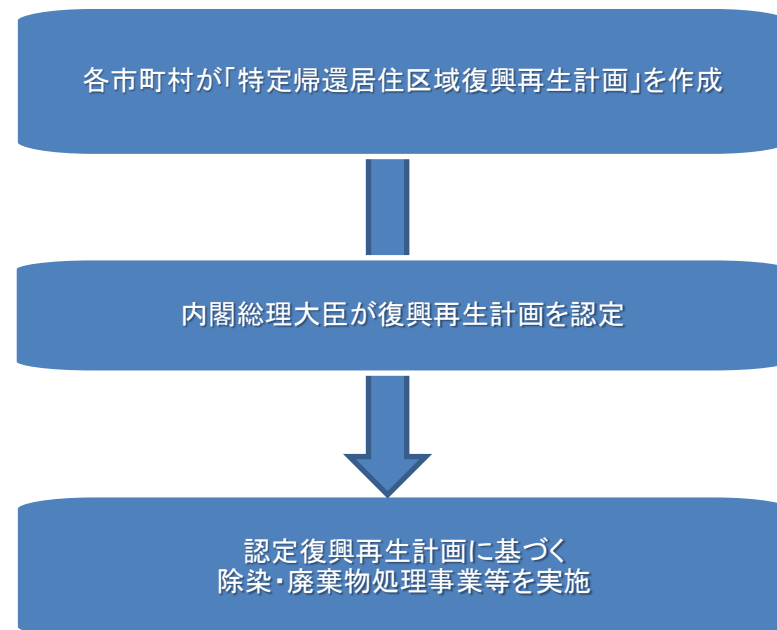
特定帰還居住区域【84,132百万円（48,812百万円）】

- （1）除染事業 57,653百万円（29,631百万円）
除染工事（フォローアップ除染含む）、仮置場維持管理、事前調査・同意取得・事後モニタリング等
- （2）廃棄物処理事業 26,471百万円（19,173百万円）
家屋等解体撤去、減容化、廃棄物詰替・セメント固型化、仮置場維持管理等、不燃物処理等
- （3）その他調査業務、旅費等 8百万円（8百万円）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ



中間貯蔵施設の整備・管理運営及び除去土壌等の県外最終処分に向けた取組を進めます。

1. 事業目的

福島県内で発生した除去土壌や廃棄物を中間貯蔵施設において適切に管理するとともに、帰還困難区域のうち、2020年代の帰還に向けて避難指示解除を目指す特定帰還居住区域の除染等により生じた除去土壌等の受入・分別処理や貯蔵を進めるなど、事故由来放射性物質による影響を速やかに低減し、福島の復興・再生の加速化に寄与することを目的とする。また、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分を完了する。

2. 事業内容

福島県内で発生した除去土壌や廃棄物について、中間貯蔵施設において適切に管理するとともに、特定帰還居住区域の除染などで新たに発生する除去土壌等の受入・分別処理や貯蔵に向けた施設の整備等を、地域の理解を得ながら着実に実施する。

また、除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量を低減するため、復興再生土の利用（復興再生利用）や中間貯蔵施設からの除去土壌の掘り出しの試行等の取組を推進する。

<主な内訳>

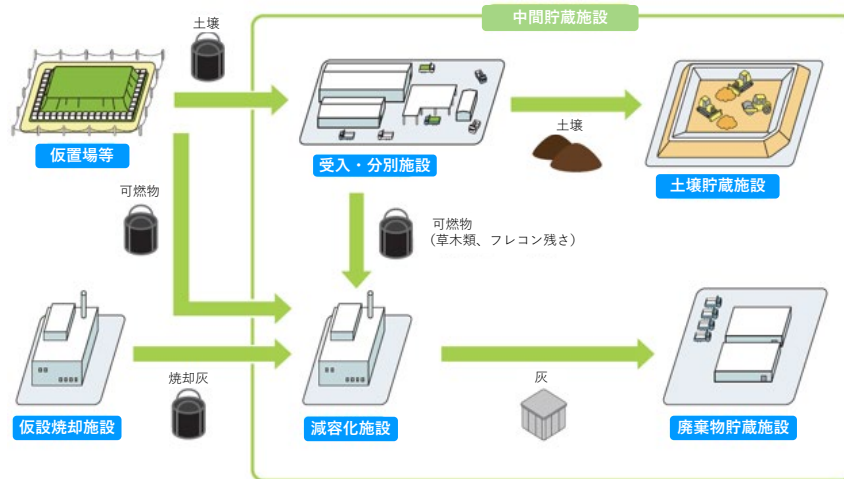
- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ① 中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得等 | 6億円 |
| ② 中間貯蔵施設の整備、管理運営、除去土壌等の輸送等 | 971億円 |
| ③ 県外最終処分に向けた除去土壌等の減容技術開発・復興再生利用の推進等 | 65億円 |
| ④ 関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 | 10億円 |

3. 事業スキーム

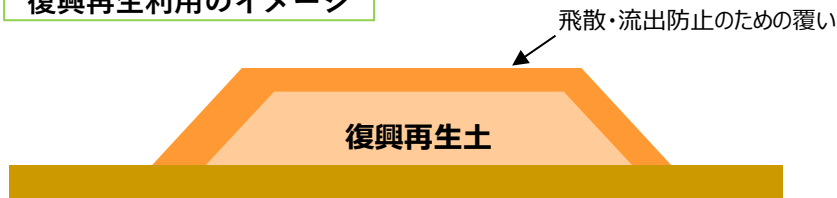
- | | |
|-------|-------------------------------------|
| ■事業形態 | 請負事業（①②③④）、委託事業（②の管理運営、③の技術開発等の一部）等 |
| ■請負先等 | 民間事業者・団体等 |
| ■実施期間 | 平成23年度～ |

4. 事業イメージ

中間貯蔵施設事業の流れ



復興再生利用のイメージ



風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策（復興庁）

令和9年度概算要求額 **22億円**
（令和8年度当初予算額 22億円）

目的・事業概要

○目的

国内外において未だに根強く残る風評・不安等の払拭、ALPS処理水に対する理解醸成、諸外国・地域における日本産品に対する輸入規制撤廃等に対処するため、**国内外に対して効果的な情報発信を強化する。**

また、福島県内の自治体が自らの創意工夫によって行う**地域の魅力や食品等の安全性等の情報発信の取組を支援する。**

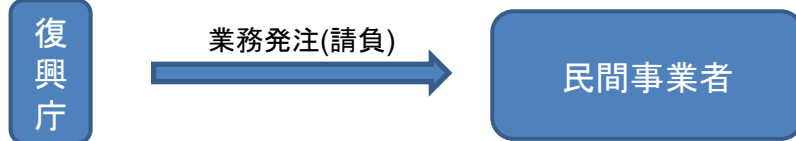
○事業概要

テレビ・ラジオ・インターネット・SNSなど様々な媒体を活用し、**福島の復興の現状をはじめ放射線及び除去土壌の復興再生利用に関する内容や、ALPS処理水の安全性、地域の魅力などを国内外に向けて情報発信する。**

また、地方公共団体が自らの創意工夫によって行う、**復興創生に向けた取組や、食品等の安全性等の情報と地域の魅力に関する情報を併せて発信する取組を支援することにより、主に福島県外に対して、福島県の復興の現状や安全性、地域の魅力を継続的に発信する環境整備を支援し、地域が主体的に情報発信できる体制を整える。**

資金の流れ

（1）風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業



（2）地域情報発信交付金



事業イメージ・具体例

（1）風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業



復興の現状や放射線の基礎知識、復興再生利用の理解醸成、福島県産農林水産物等の魅力を伝えるための様々なコンテンツを公開

（2）地域情報発信交付金



地域の魅力を発信するイベントの開催

Fukushima Updates

Q Do agriculture, forestry and fishery products in Japan undergo appropriate inspections?

A Inspections are appropriately implemented based on national guidelines. Inspections are also highly rated by international agencies.

海外向けポータルサイト「Fukushima Updates」において、福島に関する複数の疑問にFAQ方式で回答



水産物等の安全性を発信する情報発信コンテンツ（動画等）の作成

期待される効果

（1）風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業

国内外において、放射線に対する知識や福島の復興状況及びALPS処理水に関する理解が促進されることが期待される。

（2）地域情報発信交付金

地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島の復興・再生を加速することが期待される。

福島再生加速化交付金（復興庁）

令和9年度概算要求額 420億円

（令和8年度当初予算額 591億円）

事業概要・目的

- 福島の復興・再生に向けた課題を 第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意の下、本格的な復興・再生に向けた取組を支援。

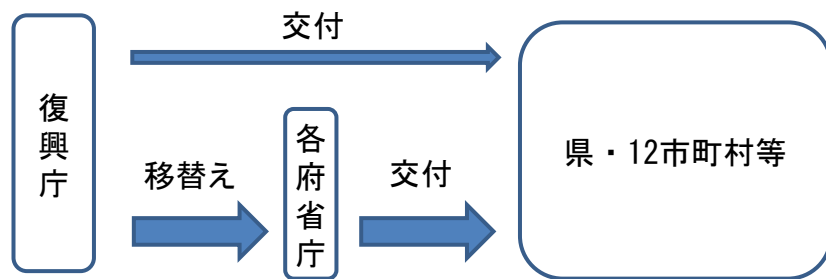
（参考）「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日）（抄）

それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、特定復興再生拠点区域を含め避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定帰還居住区域を始めとする帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組、帰還促進と新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を行う。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、浜通り地域等における担い手拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 対象区域
避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	○被災12市町村等への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備（災害公営住宅、市街地の整備等） ・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ・営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等） ・新たな住民の移住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の家賃低廉化等） ・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダの養成等） ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	○既存ストック（空き地・空き家等）を活用したまちづくり支援 ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る担い手拡大の機会創出 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援

福島生活環境整備・帰還再生加速事業（復興庁）

令和9年度概算要求額 **49億円**

（令和8年度当初予算額 52億円）

事業概要・目的

【生活環境整備】

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施。

【帰還再生加速】

- 原発事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施。

○「第2期復興・創生期間」以降における基本方針

- 復興の基本姿勢及び各分野における取組
 - （1）原子力災害被災地域
- ③ 帰還・移住等の促進、生活再建等
 - ・魅力あるまちづくりやコミュニティ形成、住まい、買い物、医療、介護、福祉、教育、保育、子育て、交通、防犯、防災、鳥獣被害対策、個人線量管理、情報通信等の生活に必要な環境整備をハード・ソフトの両面から進める。除染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。

事業イメージ・具体例

（1）対象区域

- ・原子力被災12市町村

（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）

（2）実施事業の例

1. 生活環境の改善のための取組

- ★ 公共施設・公益的施設の機能回復
施設の清掃・修繕（消耗品の交換を含む）等

2-1. 避難解除区域への帰還加速のための取組

- ★ 喪失した生活基盤施設の代替、補完
医療・介護サービス提供支援 等
- ★ 地域コミュニティ機能の維持、確保
住民への情報提供、被災者の交流事業 等

2-2. 直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等

- ★ 荒廃抑制、保全対策
火災防止のための除草、防犯パトロール
防犯カメラ運用管理 等
- ★ 住民の一時帰宅支援
バス等の運行、仮設トイレの設置 等

資金の流れ



期待される効果

- 原子力災害の被災市町村の生活環境の改善、帰還の支援、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しする。

福島国際研究教育機構関連事業（復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省）

令和9年度概算要求額 **367億円**
（令和8年度当初予算額 200億円）

東日本大震災復興特別会計 338億円
一般会計 28億円

事業概要・目的

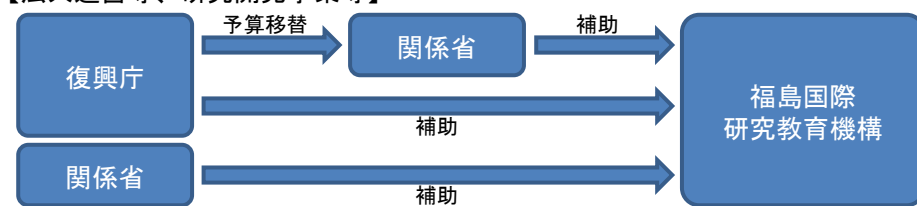
- 福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力強化を牽引する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となることを目指す「福島国際研究教育機構」を令和5年4月に設立した。
- 機構では、第1期中期目標及び中期計画に基づき、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置き、機構の施設が整備される前にもできる限り早期に成果が得られるよう、研究開発等に取り組む。併せて、機構の施設整備等を推進する。
- このため、令和9年度における、機構の運営管理、研究開発事業等の実施に必要な予算及び施設整備に必要な予算を計上する。

期待される効果

- 福島国際研究教育機構の業務を円滑かつ着実に実施することで、福島や東北の復興及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献する。

資金の流れ

【法人運営等、研究開発事業等】



【施設整備】



事業イメージ・具体例

※＜＞内は令和8年度予算額
※一般会計分を含む

- (1) 法人運営等 **31億円＜26億円＞**
 - ・ 機構の運営管理
 - ・ 研究開発等の支援体制の整備
 - ・ 新産業創出等研究開発協議会等の開催による司令塔機能発揮
 - ・ 機構の認知度向上に向けた取組 等
- (2) 研究開発事業等（研究開発・産業化・人材育成） **124億円＜105億円＞**
 - ・ 5分野の研究開発の推進
 - ・ 研究開発の成果の産業化に向けた検討
 - ・ 研究者による出前授業等の実施 等
- (3) 施設整備 **212億円＜69億円＞**
 - ・ 敷地造成・建築工事 等



研究開発内容

テーマ

最新の科学技術動向やこれまでの研究内容を踏まえ、特に以下の2テーマに重点的に取り組む。

- ・ 宇宙や廃炉等の過酷環境でも活躍できるロボット
- ・ 放射線フロンティア医療・研究

研究分野

【①ロボット】 複合災害を経験した福島で、廃炉や災害現場等の過酷環境で機能を発揮するロボット・ドローンの研究開発や実証を、福島ロボットテストフィールドも活用しつつ行う。

【②農林水産業】 震災により大規模な休耕地や山林を有する地域特性を考慮し、新しい技術シーズの活用など、従来にない次世代農林水産業に挑戦する。

【③エネルギー】 既存の水素関連設備等を活用し、カーボンニュートラルを地域で実現する。併せて、先駆的なスマートコミュニティの実現に寄与する。

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】 福島の複合災害からの創造的復興の研究基盤として、放射線科学（放射化学、核医学など）を据え、放射線やRIの利活用の検討を行う。

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】 福島の複合災害から得られる様々なデータを集積し、知見を発信することで、今後起こりうる災害への対策に資するとともに、まちづくりに貢献する。